九州大学チャレンジ21実施規程

平成19年度九大規程第46号制 定:平成20年 4月 1日最終改正:令和 元年 7月30日 (令和元年度九大規程第17号)

(趣旨)

第1条 この規程は、九州大学学部通則(平成16年度九大規則第2号)第16条第2項の規定 に基づき、チャレンジ21に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 チャレンジ21は、学際性又は国際性の涵養等に係る学部共通の教育課程を展開することにより、学生の自主的、自立的な修学を図り、専門性を基盤とした新たな視点に立つスペシャリストを養成することを目的とする。

(コース)

第3条 チャレンジ21に、次のコースを置く。

学際コース

国際コース

(科目群)

第4条 学際コースに、特定の分野又は領域に係る授業科目により構成される次の科目群を置く。 人文学

教育学

法学

経済学

理学

芸術工学

(授業科目及び修了要件)

- 第5条 チャレンジ21の授業科目及び修了要件は、教育企画委員会の議を経て、総長が定める。 (履修資格)
- 第6条 チャレンジ21を履修できる者は、所属する学部が指定する1年次に修得する基幹教育 科目の単位に加えて別に定める単位以上の基幹教育科目を修得している者のうち、学業成績が 優秀なものとする。

(履修の許可)

- 第7条 チャレンジ21の履修の許可は、教育企画委員会の議を経て総長が行う。
- 2 チャレンジ21を履修しようとする者は、1年次又は2年次の所定の時期に総長に履修願その他別に定める書類を提出しなければならない。
- 3 総長は、チャレンジ21の履修を許可した者に履修許可証を交付するものとする。
- 4 総長は、チャレンジ21の履修を許可された者が、学業不振その他の理由により、チャレンジ21を履修するのに適当でないと認めたときは、前項の許可を取り消すものとする。

(修了の認定及び修了証の交付)

- 第8条 チャレンジ21の修了要件を満たした者は、修了の認定を受け、その旨を証する修了証 の交付を受けることができる。
- 2 修了の認定及び修了証の交付を受けようとする者は、別に定めるところにより、総長に申請を行わなければならない。
- 3 修了の認定及び修了証の交付は、教育企画委員会の議を経て、総長が行う。
- 4 修了証の様式は、別記様式のとおりとする。

(事務)

第9条 チャレンジ21に関する事務は、事務局各課等の協力を得て、学務部学務企画課において処理する。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、チャレンジ21の実施に関し必要な事項は、別に定める。 附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成20年度九大規程第130号)

- 1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 この規程による改正後の九州大学チャレンジ21実施規程は、平成21年度に本学に入学する者から適用し、平成21年3月31日に本学に在学し、同年4月1日以降も引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附 則(平成21年度九大規程第103号)

- 1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 この規程による改正後の九州大学チャレンジ21実施規程は、平成22年度に本学に入学する者から適用し、平成22年3月31日に本学に在学し、同年4月1日以降も引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附 則(平成24年度九大規程第20号)

この規程は、平成24年9月19日から施行する。

附 則(平成24年度九大規程第109号)

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成25年度九大規程第151号)

- 1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この規程による改正後の九州大学チャレンジ21実施規程は、平成26年度に本学に入学する者から適用し、平成26年3月31日に本学に在学し、同年4月1日以降も引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附 則(平成28年度九大規程第125号)

- 1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この規程による改正後の九州大学チャレンジ21実施規程(以下「新規程」という。)は、 平成26年度に本学に入学した者から適用し、平成26年3月31日に本学に在学し、同年4 月1日以降も引き続き在学する者については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、新規程のうち第7条第2項の規定は、平成28年度に入学した者から適用し、平成28年3月31日に本学に在学し、同年4月1日以降も引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附 則(平成29年度九大規程第131号)

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(令和元年度九大規程第17号)

この規程は、令和元年8月1日から施行する。

別記様式(第8条第4項関係)

第 号

修了証

氏名

年 月 日生

九州大学チャレンジ21〇〇コース(〇〇〇)の課程を修了したことを証する。

年 月 日

九州大学総長 〇 〇 〇 (印)

備考

学際コースにあっては、コースの名称に科目群の名称を付記する。